

○玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付要綱

令和5年12月28日

告示第133号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰により、本市の区域内（以下「市内」という。）に所在する介護サービス事業所、介護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）の運営に強い影響を受けている事業者に対し、予算の範囲内において玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し玉名市補助金等交付規則（平成17年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす介護サービス事業所等とする。

- (1) 令和5年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、別表に掲げる介護サービス事業所等を、市内に有していること。
- (2) 基準日時点及び申請日時点の両日において事業を廃止し、又は休止していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年1月1日から令和6年3月31日までに要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 食材料費
- (2) 水道光熱費
- (3) 燃料費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3.0パーセントを乗じて得た額から寄附金その他の収入の額を減じた額に、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で決定する。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、介護サービス事業所等ごとに、介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付請求書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費明細書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

2 申請者が同一の建物で複数のサービスを提供している場合は、事業所内で適正にあん分を行い重複した申請にならないようにしなければならない。

(交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額の確定を行い、介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付決定(却下)及び確定通知書(様式第4号)により、その旨を通知するものとする。

(書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、前条に定める通知及び補助対象経費の根拠となる領収書等を、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、

当該取消しの部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(報告及び調査)

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）に対し、必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 申請者等は、前項の規定により市長から報告又は調査を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(玉名市介護保険事業所物価高騰対策補助金交付要綱の廃止)

2 玉名市介護保険事業所物価高騰対策補助金交付要綱(令和5年告示第8号)は、廃止する。

別表(第3条、第5条関係)

事業形態	定員等	1事業所当たりの 限度額
短期入所生活介護事業所(空床型を除く。)	定員19人以下	100,000円
短期入所療養介護事業所(空床型を除く。)	定員20~39	200,000円
有料老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活 介護事業所を除く。)	定員40~69	300,000円

サービス付き高齢者向け住宅	人	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	定員70人以上	500,000円
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
小規模多機能型居宅介護（宿泊の定数とする。）		
認知症対応型共同生活介護事業所		
地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所		
通所介護事業所	定員35人以下	50,000円
通所リハビリテーション事業所	定員36人以上	100,000円
認知症対応型通所介護事業所		
地域密着型通所介護事業所		
通所型サービスA（通所型サービスAのみの指定事業所）		
訪問介護事業所	1事業所	30,000円
訪問入浴介護事業所		
訪問看護事業所		
訪問リハビリテーション事業所		
訪問型サービスA（訪問型サービスAのみの指定事業所）		
居宅介護支援事業所		
介護予防支援事業所		
福祉用具貸与（販売）事業所		

備考 介護予防サービス事業所等で、介護サービス事業所等と同じ事業所で運営しているものは、介護サービス事業所等と一体とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

玉名市長 様

（申請者）住所

事業所名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書

玉名市介護保険事業所物価等高騰対策事業を実施したので、玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

1 補助金交付申請額 円

申請根拠 令和5年1月から令和6年3月までの諸経費

食材料費 円

水道光熱費 円

燃料費 円

合計 円

合計金額の3.0% 円 ①

寄附金及びその他の収入 円 ②

①-② 円 ③

限度額 円 ④

（③と④を比較して、金額の低い方を補助金交付申請額に計上）

2 添付書類

(1) 介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付請求書（様式第2号）

(2) 補助対象経費明細書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

玉名市長 様

（申請者）住所

事業所名

代表者職・氏名

㊞

電話番号

介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付請求書

玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金について、玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	
------	--

金融機関名			
預金種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第3号（第6条関係）

補助対象経費明細書

月	食材料費	水道光熱費	燃料費

添付資料 あん分して請求した場合、根拠となるもの

上記のとおり相違ないことを証明する。

事業所名
代表者職・氏名

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付決定（却下）及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金については、玉名市介護保険事業所物価等高騰対策補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその補助金の額を決定（却下）し、及び確定したので、同条の規定により通知します。

1 決定及び確定

- (1) 補助金交付決定及び確定額 円
(2) 補助金交付対象のサービス
(3) 交付の条件

ア 令和5年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、別表に掲げる介護サービス事業所等を、玉名市内で有していること。

イ 基準日時点と申請日時点の両日において事業を廃止し、又は休止していないこと。

2 却下

（理由）